

東海第二発電所 審査資料	
資料番号	TKK 審-2 改1
提出年月日	平成30年2月5日

平成30年2月5日
日本原子力発電株式会社

東海第二発電所 運転期間延長認可申請書の特別点検結果報告書における原子炉压力容器の試験対象部位について

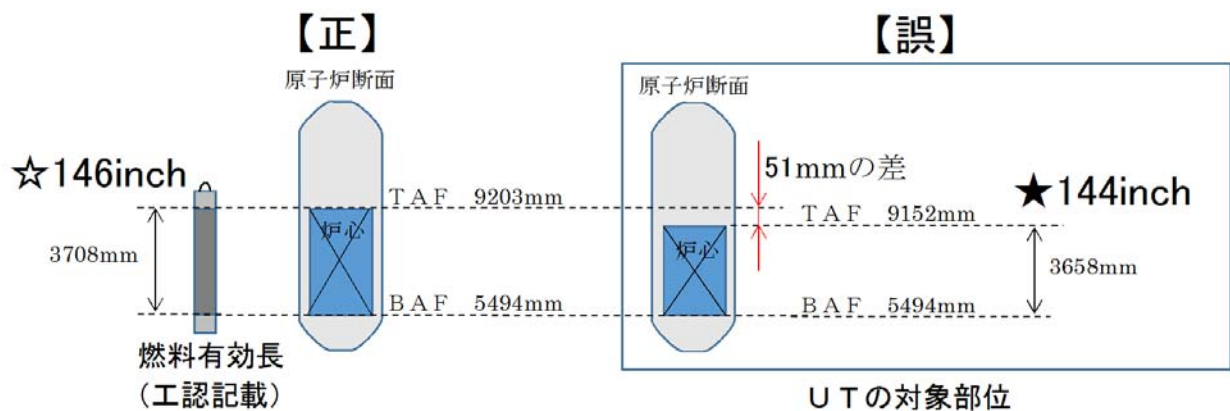
1. 概要

平成30年1月11日の原子力規制庁からの問い合わせにおいて、運転期間延長認可申請書の特別点検結果報告書に係る原子炉压力容器特別点検要領書（以下「特別点検要領書」という。）に記載している炉心領域の超音波探傷試験（以下「UT」という。）の対象部位である「燃料棒有効長さ」が、工事計画認可申請書（以下「工認」という。）の記載値と異なることが確認されているため、原因と今後の対応について報告する。

2. 原因

UT対象部位が異なった原因は、1月23日に報告している設置変更許可申請の補正書に係る有効性評価の審査資料に記載している数値と根拠が同じであり、原因の発端は同一と考える。

- ・建設時の設置変更許可で7×7燃料（有効長144inch（3658mm））から8×8燃料（有効長146inch（3708mm））に変更した。
- ・建設時の製造メーカ図面に燃料有効頂部（TAF）の変更が反映されなかった。
- ・製造メーカ図面を参照した特別点検要領書のUT対象部位が工認記載値と異なった。



3. 運転期間延長認可申請に係る今後の対応

- (1) 本来の工認記載のTAFをUT対象部位とし、可能な限り早い時期に追加で点検を行い、その結果を運転期間延長認可申請書の補正として提出する。
- (2) 運転期間延長認可申請書については、異なるTAFの数値が他に用いられていないことを確認しているが、それ以外の数値については、記載した数値の根拠を再確認した上で、適正な数値であることを速やかに確認する。

以上